

平成24年度第1回

音更町介護保険事業等運営協議会議案

日 時 平成24年5月24日(木) 午後7時
場 所 音更町保健センター 検診室

《 会 議 次 第 》

1 委嘱状の交付

2 町長あいさつ

3 議 件

議案第1号 会長の選出及び会長代理の指名

会議録署名委員の指名

報告第1号 「第5期おとふけ生きいきプラン21」の概要について

報告第2号 平成24年度音更町介護保険特別会計予算について

議案第2号 地域密着型サービス実施事業者の公募について

4 その他

議案第 1 号 会長の選出及び会長代理の指名

会 長 _____

会長代理 _____

会議録署名委員の指名

報告第1号

「第5期おとふけ生きいきプラン21」の概要について

1 計画策定の趣旨

音更町では、平成12年4月からの介護保険制度の導入に伴い、的確かつ十分な介護保険サービスを効率的に提供する体制づくりが必要になったことから、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的のものとして「おとふけ生きいきプラン21」（以下「計画」といいます。）を策定しており、今回が第5期の計画となります。

おとふけ生きいきプラン21	音更町高齢者保健福祉計画	音更町が取り組むべき高齢者施策を明らかにするもの
	音更町介護保険事業計画	介護保険制度の円滑な運営を計画的に実現するために定めるもの

2 性格と位置づけ

計画は、超高齢社会に対応した保健・医療・福祉・介護の施策を総合的に推進していくための指針であり、「第5期音更町総合計画」の部分計画として位置づけられ、今後3年間に取り組む施策、事業、目標量等を具体的に示すものです。

3 計画期間

第5期計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間で策定しています。

年度	計画の期間・見直しの時期	保険料期
H12 H13 H14	第1期 H11年度策定・H14年度見直し	第1期
H15 H16 H17	第2期 H14年度策定・H17年度見直し	第2期
H18 H19 H20	第3期 H17年度策定・H20年度見直し	第3期
H21 H22 H23	第4期 H20年度策定・H23年度見直し	第4期
H24 H25 H26	第5期 H23年度策定・H26年度見直し	第5期

4 基本方針

(1) 基本理念

この計画は、高齢者が「健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちづくり」を目指し、「人間性の尊重」と「自立・共生・連帯」を基本理念として推進します。

(2) 基本目標

この計画の基本理念を実現するため、5つの基本目標を設定します。

- ① 健康で生きいきと暮らせるまちづくり
- ② 生きがいのある充実した暮らしができるまちづくり
- ③ 快適に暮らせるまちづくり
- ④ ふれあいのあるまちづくり
- ⑤ 安心して暮らせるまちづくり

(3) 重点施策

この計画において、重点的に取り組む施策は、次のとおりです。

- ① 介護予防の推進
- ② 認知症高齢者支援対策の推進
- ③ 地域生活支援体制（地域ケア体制）の整備
- ④ 高齢者の積極的な社会参加
- ⑤ 高齢者の権利擁護
- ⑥ 介護サービス基盤の整備

5 高齢者保健福祉計画の主な変更点

第4期計画からの主な変更（すでに実施していた事業もあります。）は、次のとおりです。

(1) 健康の保持・増進

高齢者肺炎球菌ワクチン接種の実施	肺炎球菌による肺炎の発病や重症化を予防するため、予防接種を実施します。
------------------	-------------------------------------

(2) 居住環境の整備

やさしい住宅改修費補助	超高齢社会において誰もが安全で安心して暮らせる住宅を確保するため、段差解消、手すりの設置等（介護保険法や障害者自立支援法などで支給を受けることができる工事を除きます。）の住宅改修費用の一部を補助します。
-------------	---

(3) 地域福祉活動の推進

共生型事業	高齢者、障がい者、子どもなどが共に交流できるスペースを整備し、地域における「支え合い」の拠点づくりを推進します。
-------	--

(4) 在宅サービスの実施

特定高齢者（二次予防事業対象者）の把握・管理	基本チェックリストの対象者全戸配布や保健・福祉・医療等の関係部局との連携により、特定高齢者（要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にある65歳以上の方をいいます。）を把握し、介護予防事業に結びつけます。 平成23年度以降は、生活機能評価は実施せず、基本チェックリストに基づいて特定高齢者を把握することとなりました。
通所型介護予防教室「すまいる」の実施	「寄り合い所」「生きがいデイサービス」を統合し、新たな介護予防事業を実施します。 生活機能低下が認められる特定高齢者や閉じこもりのため支援が必要と認められる高齢者に対し、介護予防プログラム（筋力アップ・口腔機能向上・閉じこもりや認知症予防等）を実施し、生活機能の維持・向上を図り、要介護状態への進行を予防します。
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、要介護者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで在宅生活の継続を支援します。

	現在、町内にある1事業所（定員25人、通いサービス利用定員15人、宿泊サービス利用定員6人）に加え、第5期計画の前倒しとして、平成24年3月に1事業所（定員25人、通いサービス利用定員15人、宿泊サービス利用定員6人）を整備しました。																				
認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）	<p>認知症高齢者を5～9人定員の共同生活住居で、家庭的な雰囲気の中で介護を行い、認知症の進行を緩和します。</p> <p>現在、町内にある5事業所（9ユニット）に加え、平成25年度・26年度にそれぞれ1か所（2ユニット）づつの整備を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所数</td> <td>5か所</td> <td>5か所</td> <td>6か所</td> <td>7か所</td> </tr> <tr> <td>ユニット数</td> <td>9ユニット</td> <td>9ユニット</td> <td>11ユニット</td> <td>13ユニット</td> </tr> <tr> <td>総定員</td> <td>81人</td> <td>81人</td> <td>99人</td> <td>117人</td> </tr> </tbody> </table>		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	事業所数	5か所	5か所	6か所	7か所	ユニット数	9ユニット	9ユニット	11ユニット	13ユニット	総定員	81人	81人	99人	117人
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度																	
事業所数	5か所	5か所	6か所	7か所																	
ユニット数	9ユニット	9ユニット	11ユニット	13ユニット																	
総定員	81人	81人	99人	117人																	
地域密着型老人福祉施設入所者生活介護（定員29人以下の特別養護老人ホーム）	要介護認定者が入所し、日常生活の支援や機能訓練等を受けます。第5期計画の前倒しとして、平成24年3月に1事業所（定員29人）を整備しました。																				
地域見守りネットワークの確立	<p>高齢者が安心して暮らせるよう、高齢者の孤独死や高齢者虐待の防止、権利擁護、認知症高齢者の支援等、地域住民・関係機関が連携して地域全体で高齢者を支えるネットワークを構築します。</p> <p>① SOSネットワーク ② 虐待防止ネットワーク</p> <p>なお、現在実施している「権利擁護、孤独死防止ネットワーク」は、「地域見守りネットワーク」に統合します。</p>																				
救急医療情報キットの配布	病気や災害時に、迅速に救急医療活動が受けられるよう、ひとり暮らしの高齢者や障がい者に「救急医療情報キット」を配布し、適切な救急医療活動のために活用します。																				

(5) 総合ケアシステムの確立

地域包括支援センターの活用促進	<p>在宅介護の相談や各種保健、福祉、介護サービスの利用等に関する地域の身近な対応窓口として地域包括支援センターの周知を図り、活用を促進します。</p> <p>なお、まちかど相談所については、平成23年度に廃止されました。</p>
-----------------	---

5 介護保険法等の改正

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めるため、介護サービスの基盤強化のため、介護保険法等が改正されました。

- ① 医療と介護の連携の強化
- ② 介護人材の確保とサービスの質の向上
- ③ 高齢者の住まいの整備等
- ④ 認知症対策の推進
- ⑤ 保険者による主体的な取組の推進
- ⑥ 保険料の上昇の緩和

6 音更町の要介護者の推計

平成23年度までの要介護（要支援）認定者数、認定率の推移などから、認定者数を次のとおり推計しました（各年9月末現在）。

区 分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
要 支 援	403人	429人	442人	457人
要 介 護	1,359人	1,402人	1,451人	1,503人
計	1,762人	1,831人	1,893人	1,960人

7 介護サービス給付費の推計

要介護（要支援）認定者数の増による介護サービス利用者数の増加が見込まれることから、在宅サービス利用者の増、認知症グループホーム等の整備、介護報酬の引上げなどの要因を見込んで算出した結果、第5期計画の給付費については、第4期計画に比べて12億1,600万円ほどの増加が見込まれます。

区 分	第4期計画（H21～23年度）		第5期計画（H24～26年度）	
	保険給付費	構成比	保険給付費	構成比
居宅サービス費等	2,779,851,566円	37.7%	3,346,751,975円	39.0%
居宅サービス費	2,416,775,626円	32.8%	2,953,449,655円	34.4%
介護予防サービス費	363,075,940円	4.9%	393,302,320円	4.6%
地域密着型サービス	922,267,581円	12.5%	1,463,099,447円	17.0%
施設サービス	3,188,231,799円	43.2%	3,198,645,992円	37.2%
特定入所者介護サービス費等	364,000,000円	4.9%	396,000,000円	4.6%
その他	122,883,660円	1.7%	188,899,800円	2.2%
計	7,377,234,606円	100.0%	8,593,397,214円	100.0%

なお、主な利用者数の推計は、次のとおりです。

区 分	第4期実績			第5期計画		
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
居宅サービス等	826人	891人	928人	950人	984人	1,019人 (109.8%)
認知症対応型共同生活介護	65人	79人	83人	83人	101人	119人 (143.4%)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	H24年3月1日開設			29人	29人	29人
施設サービス	326人	317人	321人	339人	339人	339人 (105.6%)

注1 H23年度の実績は、見込みで掲載しています。

2 H26年度の下段は、H23年度と比較した数値です。

8 介護保険料の設定の概要

介護保険の費用負担割合は、介護給付・予防給付の費用の50%が公費、50%が保険料負担となり、第5期計画における保険料負担50%の内訳は、65歳以上の第1号被保険者分が21%、40歳以上65歳未満の第2号被保険者分が29%となります。

また、介護保険料は、低所得者等に配慮して負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて段階的に設定しました。

第5期計画における介護保険料の設定に係る改正点は、次のとおりです。

- ① 基準所得金額（第6段階と第7段階の区分）を200万円から190万円に引き下げられました。

② 保険料負担率が20%から21%に引き上げられました。

計画期間 負担率	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
	H12～14年度	H15～17年度	H18～20年度	H21～23年度	H24～26年度
第1号被保険者	17%	18%	19%	20%	21%
第2号被保険者	33%	32%	31%	30%	29%

③新3段階の導入

低所得者の保険料負担の軽減を図るため、第4期計画から保険料段階の区分を増やし、全体で8段階の保険料率を設定していますが、さらなる低所得者に対する軽減措置として、第4期計画で導入した新4段階に加え、新3段階を導入することとし、第5期計画における所得段階を8段階（実質10段階）としました。

対象者		第4期 (H21～H23)		第5期 (H24～H26)	
		所得段階	基準額に対する割合	所得段階	基準額に対する割合
世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方又は生活保護受給者		第1段階	基準額×0.50	第1段階	基準額×0.50
本人が市町村民税非課税	世帯全員が市町村民税非課税 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	第2段階	基準額×0.50	第2段階	基準額×0.50
	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	第3段階	基準額×0.75	第3段階	基準額×0.65
				第3段階	基準額×0.75
	世帯員の誰かに市町村民税が課税されている	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	第4段階①	基準額×0.90	第4段階①
課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方	第4段階②	基準額×1.00	第4段階③	基準額×1.00	
本人が市町村民税課税	合計所得金額が125万円未満の方	第5段階	基準額×1.15	第5段階	基準額×1.15
	合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	第6段階	基準額×1.25	第6段階	基準額×1.25
	合計所得金額が190万円以上200万円未満の方			第7段階	基準額×1.50
	合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	第7段階	基準額×1.50	第8段階	基準額×1.75
	合計所得金額が500万円以上の方	第8段階	基準額×1.75		

※年間負担額＝基準額に対する割合×基準月額保険料×12ヶ月

9 介護保険料（基準月額保険料）の推移

高齢化の進行により、介護給付費は大きく伸びることが予想されることから、北海道の財政安定化基金と町の介護保険基金を活用し、保険料の大幅な上昇を抑制します。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
	H12～14年度	H15～17年度	H18～20年度	H21～23年度	H24～26年度
音更町	2,800円	3,400円	3,600円	3,900円	4,725円
国の平均	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円

報告第2号 平成24年度音更町介護保険特別会計予算について

平成24年度音更町介護保険特別会計予算

歳入

(単位 千円, %)

区 分	平成24年度(A)	平成23年度(B)	比較(A/B)	摘 要
1 介護保険料	555,012	461,424	120.3	
現年度分	554,512	460,924	120.3	
滞納繰越分	500	500	100.0	
2 分担金及び負担金	8,860	9,366	94.6	
負担金	8,860	9,366	94.6	北十勝介護認定審査会3町負担金
3 使用料及び手数料	1,579	2,016	78.3	
4 国庫支出金	660,278	611,487	108.0	
介護給付費負担金	484,866	452,302	107.2	国庫ルール分
調整交付金	148,485	134,157	110.7	
地域支援事業交付金	26,305	25,028	105.1	
介護保険事業費補助金	622	0	皆増	認知症高齢者支援事業
5 道支出金	446,354	401,929	111.1	
介護給付費負担金	412,118	389,415	105.8	道ルール分
地域支援事業交付金	13,152	12,514	105.1	
財政安定化基金交付金	21,084	0	皆増	
6 支払基金交付金	813,123	787,707	103.2	
介護給付費交付金	800,386	776,969	103.0	第2号被保険者保険料
地域支援事業交付金	12,737	10,738	118.6	
7 財産収入	100	150	66.7	
利子及び配当金	100	150	66.7	
8 繰入金	436,691	463,918	94.1	
介護給付費繰入金	344,994	323,737	106.6	町ルール分
その他一般会計繰入金	46,604	48,767	95.6	事務費分
地域支援事業繰入金	13,627	23,214	58.7	
介護保険基金繰入金	31,466	67,096	46.9	
処遇改善特例基金繰入金	0	1,104	皆減	
9 繰越金	1	1	100.0	
繰越金	1	1	100.0	
10 諸収入	2	2	100.0	
延滞金	1	1	100.0	
雑入	1	1	100.0	
合 計	2,922,000	2,738,000	106.7	

歳 出

(単位 千円, %)

区 分	平成24年度(A)	平成23年度(B)	比較 (A/B)	摘 要
1 総務費	53,867	57,640	93.5	
総務管理費	31,574	34,441	91.7	人件費3人分ほか
介護認定費	22,293	23,199	96.1	審査会及び認定調査費
2 保険給付費	2,759,953	2,589,899	106.6	
介護サービス等諸費	2,759,953	2,589,899	106.6	
3 積立金	21,184	150	14122.7	
積立金	21,184	150	14122.7	介護保険基金積立金
4 地域支援事業費	85,396	88,711	96.3	
介護予防事業費	45,851	48,200	95.1	
包括的支援事業費	39,545	40,511	97.6	
5 公債費	100	100	100.0	
公債費	100	100	100.0	一時借入金利子
6 諸支出金	500	500	100.0	
国庫支出金等還付金	500	500	100.0	過年度還付金
7 予備費	1,000	1,000	100.0	
予備費	1,000	1,000	100.0	
合 計	2,922,000	2,738,000	106.7	

介護保険給付費内訳

(単位 千円, %)

区 分	平成24年度(A)	平成23年度(B)	比較 (A/B)	摘 要
居宅介護サービス給付費	1,372,078	1,170,753	117.2	
施設介護サービス給付費	1,195,171	1,237,095	96.6	特養・老健・療養型
居宅介護福祉用具購入費	5,116	5,045	101.4	
居宅介護住宅改修費	12,788	12,768	100.2	
居宅介護サービス計画給付費	113,709	104,438	108.9	ケアプラン作成費
高額介護サービス費	58,500	56,800	103.0	
審査支払手数料	2,591	3,000	86.4	国保連
計	2,759,953	2,589,899	106.6	

議案第2号

平成24年度音更町地域密着型サービス実施事業者の公募について

1 公募の趣旨

音更町では、第5期音更町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（平成24年度から平成26年度までの3年間。以下「第5期計画」といいます。）に基づき、利用者が身近な地域でサービスが利用できるように地域密着型サービス基盤の整備をすすめます。

第5期計画に基づいた必要なサービス量を確保するとともに、事業者選定の公平かつ公正性を確保する観点から、町内で指定地域密着型サービス事業所の開設を計画している事業者を公募により選定します。

2 公募する地域密着型サービス事業の内容

サービスの種類	認知用対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
日常生活圏域	音更町（音更町は1圏域です。）
必要整備量等	1か所（2ユニット）18名 （第5期計画において、平成25年度からの給付費を見込んでいる1か所）

3 公募期間等

公募期間	平成24年6月25日（月）～平成24年7月24日（火） （土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
受付時間	午前8時45分～午後5時30分 （正午～午後1時までを除きます。）
書類の提出方法	下記に持参又は送付 〒080-0104 音更町新通8丁目5番地 音更町保健福祉部地域包括支援センター高齢者福祉課高齢者福祉係

4 事業予定者の選定方法

提出を受けた応募書類は、募集要項（現在作成中）において定める音更町地域密着型サービス事業者選定基準（以下「選定基準」といいます。）により応募者ごとに採点を行い、音更町介護保険事業等運営協議会（以下「運営協議会」といいます。）の意見を聴取し、町長が事業予定者を決定します。ただし、審査の結果、該当事業予定者なしとする場合があります。

審査会による書類審査	音更町職員による審査会を設置し、選定基準の評価項目ごとに採点します。
運営協議会による選定	運営協議会は、審査会の採点結果及びプレゼンテーションの内容により、選定基準に従って事業予定者を順位を付して選定します。 この場合において、運営協議会の委員が応募した法人の役員等であるときは、当該委員は、事業予定者の選定に加わることができないこととします。
再公募	応募がない場合及び事業予定者が決定しなかった場合は、再度公募を行う場合があります。

5 公募から事業開始までのスケジュール

平成24年6月25日（月）	町広報紙に公募関連記事掲載 公募要項の公表（ホームページ） 公募要項配布開始
平成24年6月25日（月） ～平成24年7月24日（火）	応募受付期間
平成24年8月中旬	審査会による書類審査
平成24年8月下旬	運営協議会によるプレゼンテーション・事業予定者の選定 事業予定者の決定 選定結果の通知及び公表
平成25年2月	事業者から指定申請 事業所の指定（指定に当たっては、運営協議会の意見聴取）
平成25年3月	事業開始予定

6 選定結果

選定結果は、文書により、全応募者に通知します。

なお、選定された事業予定者について、町ホームページ等で公表します。

7 協議会に意見を求める理由

介護保険法第78条の2第6項（第115条の2第4項）により地域密着型介護サービス（介護予防地域密着型介護サービス）事業者の指定を行うときは、「介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講じなければならない。」とあり、協議会の所掌を規定している音更町介護保険等の実施に関する条例第29条第2号「その他介護保険等の運営に関すること」に基づいて、協議会の意見を求めようとするものです。

8 今後の協議会の意見聴取について

平成24年8月下旬	町から事業者の採点結果等について説明を行い、事業予定者の選定を行うものです。
平成25年2月	地域密着型介護サービス・介護予防地域密着型介護サービス事業者の指定について、町から事業者の事業内容等について説明を行い、指定の可否について意見を求めるものです。

<参考>

1 地域密着型サービスとは

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、平成18年4月に地域密着型サービスが創設されました。

地域密着型サービスは、原則として、その市町村の被保険者のみが利用できるサービスで、市町村が指定・指導監督の権限をもっています。

2 地域密着型サービスの種類

サービス	内容	町内事業所数
夜間対応型訪問介護	夜間の定期巡回や通報による訪問介護	
認知症対応型通所介護 (※介護予防も設定)	認知症高齢者の特性に配慮したデイサービス	1ヶ所(利用定員12人)
小規模多機能型居宅介護 (※介護予防も設定)	サービス拠点でのデイサービス・短期間宿泊及び居宅への訪問介護	2ヶ所(登録定員各25人)
認知症対応型共同生活介護 (※介護予防も設定)	認知症高齢者グループホームへの入居	1ユニット：1ヶ所 2ユニット：4ヶ所
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模の介護専用型特定施設への入居	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模の特別養護老人ホームへの入所	1ヶ所(定員29人)

3 地域密着型サービス事業者の指定

地域密着型サービス事業者の指定は、申請に基づき、市町村長がサービスの種類と事業所ごとに行います。指定は、その市町村の介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費等の支給について効力を有します。

指定に当たって市町村長は、①被保険者等の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じ、②事業の適正な運営を確保するために必要な条件を付すことができます。

また、指定は他のサービスと同様に6年ごとの更新制となっています。

4 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症の高齢者に対して、共同生活住宅で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。

サービスは、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活が送れるよう、利用者の心身の状況を踏まえて妥当適切に行います。

音更町介護保険等の実施に関する条例（抄）

（平成12年3月27日 音更町条例第8号）

第5章 音更町介護保険事業等運営協議会

（設置）

第28条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する町長の附属機関として、音更町介護保険事業等運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌）

第29条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定及びその実施状況に関すること。
- （2）その他介護保険事業等の運営に関すること。

（組織）

第30条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）保健、医療及び福祉の関係者
- （2）識見を有する者
- （3）法第9条に規定する介護保険の被保険者

3 委員の任期は、法第147条第2項第1号に規定する介護保険事業計画の計画期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 第2項第3号の者から委嘱する委員は、公募することができる。この場合において、当該公募委員の数は、他の委員との均衡を考慮して定めるものとする。

音更町介護保険事業等運営協議会の運営に関する規則

(平成13年2月23日 音更町規則第2号)

(目的)

第1条 この規則は、音更町介護保険等の実施に関する条例（平成12年音更町条例第8号。以下「条例」という。）第5章に規定する音更町介護保険事業等運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会長等)

第2条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、条例第30条第2項各号に定める委員の区分に応じそれぞれ1人以上が出席し、かつ、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。
- 3 会議は、会長が議長となる。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、会議録を作成し、会長及び会長が会議の始めに指名した委員2人が署名しなければならない。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、保健福祉部地域包括支援センター高齢者福祉課に置く。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年5月27日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月27日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

音更町介護保険事業等運営協議会委員名簿

2

2 3 31

区分	氏名	主な職名
保健・医療・福祉	森 川 利 則	介護老人保健施設とかち施設長
同	原 田 順 二	特別養護老人ホーム寿楽園園長
同	河 田 さえ子	音更町社会福祉協議会副会長
同	小 幡 泰 彦	音更町老人クラブ連合会副会長
同	富 田 慶 一	介護老人福祉施設ロータス音更施設長
同	恩 田 喬	音更町民生児童委員協議会副会長
同	畠 弘 之	北海道立緑ヶ丘病院薬局長
識見者	藤 川 幸 二	社会教育委員長
同	清 都 智恵子	木野農協女性部副部長
同	中 塚 孝 子	音更町農協女性部副部長
同	正 保 里恵子	帯広大谷短期大学准教授
公募	村 橋 正 明	被保険者（1号）
同	坂 本 春 恵	被保険者（2号）
同	岡 田 浩 美	同
同	山 田 太	同